ISSN 1882-2460
http://www.nochuri.co.jp/

農中総研 調査と情報

2011.1 （第22号）

■ レポート ■

● 農林水産業 ●

2010年センサスにみる日本の農業構造 …… 2
農地制度改正後の企業の農業参入
―参入加速と業種の広がり― …… 4
畑作物の戸別所得補償の概要と問題点 …… 6

● 経済・金融 ●

2011年の国内経済・金融展望 …… 8
2011年の米国経済・金融展望 …… 10
住宅ローンをめぐる競合状況 …… 12

■ 寄　稿 ■

日本農業の視点から「TPP」はどう捉えられるのか …… 14
（明治大学農学部食料環境政策学科　教授　加瀬良明）

■ 現地ルポルタージュ ■

黒大豆「作州黒」の産地化と担い手支援 …… 16
―岡山県 JA 勝英の取組み―
現地に見る米輸出の動向 …… 18

■ 最近の調査研究から ■

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー …… 20

■ あぜみち ■

環境型産業としての農業の役割 …… 22
（八ヶ岳中央農業実践大学校就農準備校 講師　小平雅彦）

本誌において個人名による掲載文のうち意見にわたる部分は，筆者の個人見解である。

農林中金総合研究所

2010年センサスにみる日本の農業構造

主任研究員　内田多喜生

1　はじめに

本稿では2010年11月に農林水産省から公表された「2010年世界農林業センサス結果の概要(概数値)」から足元での日本の農業構造についてみてゆきたい。

2　農家数・土地持ち非農家数と農業就業者数の推移

まず、第１図は農家数の推移をみたものである。販売農家数は05年の196.3万戸から10年には163.2万戸へ33万戸も減少している。一方、自給的農家数は05年の88.5万戸から89.7万戸へ1.2万戸の微増になるとともに、土地持ち非農家は05年の120.1万戸が10年には137.4万戸へと17万戸の増加となった。

そして、販売農家の減少に伴い、販売農家の農業就業者数は05年の335万人から10年には261万人へと74万人(△22.3％)もの減少になっている。

こうした販売農家の減少と自給的農家、土地持ち非農家の増加は、昭和一けた世代の農業者がすべて75歳以上層に移行し、離農や経営縮小を選ぶケースが増えたためとみられる。

そして、世代階層別にみてもっとも多かった昭和一けた世代の農業者が75歳以上にすべて含まれたことで、農業就業人口の平均年齢は65.8歳へとついに65歳を超えた(第２図)。

3　経営耕地及び耕作放棄地面積の推移

次に、農地利用の動向についてである。今回のセンサスの特徴として経営耕地面積の減少や耕作放棄地の増加のスピードが従来よりも緩やかになったことがあげられる。

第３図は、経営耕地面積と耕作放棄地面積の推移をみたものだが、05年から10年にかけて経営耕地面積は６万ha(1.6％)の減少にとど

第2図　農業就業人口と平均年齢

第1図　農家数・土地持ち非農家数の推移

資料　農林水産省「2010年世界農林業センサス結果の概要(概数値)」(平成22年2月1日現在)、以下同じ

第3図　経営耕地面積と耕作放棄地面積の推移

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

まり、耕作放棄地面積も１万ha(2.7％)の増加とその変化は小幅であった。

ここで農家数は大幅に減少したのにもかかわらず、経営耕地面積や耕作放棄地面積がほぼ横ばいだったことは、減少した農家の経営耕地は耕作放棄ではなく貸借に向かったことを意味する。このため、2010年センサスでは経営規模と農地貸借の拡大がかなり進むこととなった。

まず、販売農家を含む１農業経営体当たりの経営耕地面積は05年から10年にかけて1.9haから2.2haへと拡大し、経営規模別経営体数をみても５ha以上層の大規模層で増加が顕著である(第４図)。

さらに、図には示していないが農地貸借についても農業経営体の借入面積が05年から10年にかけて82.4万haから106.3万haへと約24万haも増加した。大規模農家への農地の集積も進み、経営耕地面積のうち５ha以上層が占める割合も05年の43.3％だったが、10年には51.4％と過半を占めるにいたっている。

05年から10年にかけて農地の減少に一定の歯止めがみられ、その流動化と集積が進んだ背景としては、前記の昭和一けた世代の農業リタイアによる農地の放出に加え、経営安定対策の導入に伴う規模拡大志向の強まり、さらに、中山間地域等直接支払制度による耕作放棄の抑制の取組み等があったとみられる。

4　農業集落の機能の変化

ところで、農地の利用集積の上では、従来農地保全に重要な役割を果たしてきた農業集落の動向が大きな焦点になるととみられる。それについては、やや気がかりなデータもみられた。第１表は2010年センサスから農業集落における実行組合の設置状況をみたものである。実行組合とは「農業生産活動における最も基礎的な農家集団」で多くが農道や農業用用排水路等の保全活動を担っているが、同表からは実行組合がある農業集落数は79.1％から72.8％に低下している。これは過疎化や

第4図　経営規模別農業経営体数の変化

(注)　2010年の05年対比。

第1表　実行組合の有無別農業集落数

(単位　100集落、%)

		計	実行組合がある	実行組合がない
実数	2010年	1,392	1,014	378
	00	1,352	1,069	283
割合	10	100.0	72.8	27.2
	00	100.0	79.1	20.9

(注) 1　2010年は、全域が市街化区域に含まれる農業集落の値は含まれていない。
2　2000年は、農家数4戸以下等の農業集落の値は含まれていない。

高齢化等によるものとみられるが、こうした傾向は限界集落の増加にみられるように今後さらに進むことが予想される。

そのため農地の利用集積を考える上では、農地の受け皿づくりに加え、農業集落が担ってきた農地の保全機能をいかに維持していくかが重要な課題となってくるとみられる。

5　おわりに

本稿はあくまで2010年センサスの概数値からの検討にとどまるが、昭和一けた世代農業者のリタイアによる農業構造への影響が大きくなっていることがうかがえ、今後さらにこの傾向は強まるとみられる。

JA系統としても、JAによる農地利用集積円滑化事業やJA自身もしくは農協出資農業生産法人による農業経営など、従来よりもより主体的に地域の農業振興に対する関与を進めていく必要があろう。

(うちだ　たきお)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農地制度改正後の企業の農業参入

──参入加速と業種の広がり──

主任研究員　室屋有宏

2009年12月に施行された農地制度改正により、企業等が農地を賃借し農業参入することが原則自由化された。その後ほぼ１年が経過し、企業の農業参入がどのように変化したのか、以下でその状況をみてみたい。

1　参入の増勢加速

農業生産法人以外の企業等が農地を借りて直接営農する方法（特定法人貸付事業）は、03年の構造改革特区から始まり、05年以降これが全国展開された。ただし、この制度では市町村が参入区域を設定し、農地も市町村を介した転貸を前提にしていた。これが一昨年末の農地制度の改正により、一定の要件を満たせば法人は全国どこでも農地賃借による農業参入が可能となった。

こうした大幅な規制緩和の効果について、農林水産省が昨年11月に公表したデータにより、ある程度その実態が明らかになった。これによると制度改正後の09年12月15日～10年６月末までの約７か月間に参入した法人数は144、経営面積で504haであった。

第1図　一般企業の参入法人数の推移

資料　農林水産省データより作成、以下同じ
（注）　10年6月末の法人数は09年12月15日時点の法人数に制度改正後の新規参入数を単純合計したもの。

改正前の参入法人数全体が436、経営面積1,356haであったから、わずか７か月間に法人数で33％、面積で37％と大きく伸びたことになる（参入法人数の累計は第１図参照）。また参入法人の平均経営面積は、改正前の3.1haに対して改正後は3.5haと規模が大きくなっている。

2　参入業種の広がり

改正後の参入企業の業種構成は、建設業25（割合17％）、食品関連34（同24％）、農業13（同９％）、その他72（同50％）である（第２図）。今回新たに「農業」という分類が追加されているが、これは従来のJA出資法人に加えて、今改正でJA自ら農業参入することが可能となり実際こうしたケースが出ているためとみられる。

これを改正前（09年９月末時点累計）の業種構成と比較すると（第３図）、相当大きく変化していることが分かる。特に、従来の農地リース方式の中心的業種であった建設業の割合が大きく減少しているのが注目される。ただし建設業の参入増加数そのものは、改正前後で

第2図　農地制度改正後の参入業種構成（件数、シェア）（09年12月15日～10年6月末）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ほぼ同じ水準で推移しており、建設業以外の参入が改正後に大幅に伸びたことで、結果的に建設業のシェアが後退する形になっている。いずれにせよ、これまでの「農業参入の最大業種は建設業」という認識は修正が必要な状況になりつつあるといえる。

また「その他」に分類される業種は、これまでもコンスタントに伸びていたが、改正後は「農業」を除外しても50％のシェアを占めるようになっている。

「その他」の中身についての詳細は不明だが、組織形態別データではNPOが10、社会福祉法人等７とあり、これら17法人は「その他」に分類されよう。それ以外は公表されていないが、「その他」のなかで業種の多様化が進んでいるとみられる。観光、飲食業の参入事例は以前からあったが、最近よく報道される業種として製造業、運送業、資材関連、等がある（直接参入ではないが「植物工場」への関心もこうした業種で高い）。例えば、一昨年から企業参入に力を入れている埼玉県では、制度改正から昨年10月末までに参入した業種は、電子部品、機械、システム、保育園の４法人であった。

3　６次産業化とのリンケージが進む

企業の農業参入の加速傾向の背景には、農業を事業機会ととらえる企業・業種が広がると同時に、ここにきて農業の領域を単に作物生産に限定するのではなく、環境、観光、福祉・健康など広く複合的な視点からとらえる、また６次産業化（農商工連携、アグリビジネス化等言い方はさまざまであるが）としてビジネス化していく取組みとの連動が強まっていると考えられる。

第3図　農地制度改正以前の業種構成（件数、シェア、09年9月時点）

こうした観点からの農業参入が増加している大きな要因として、農地制度改正を踏まえつつ、地域の側で企業参入の事前・事後の支援体制を整備していることが挙げられる。近年、多くの県や市町村が「ワンストップ支援」をうたい企業の参入促進を行っている。また地銀等も販路支援、農商工連携、融資などトータルなサポートを強化している。

低迷する地域経済にとっては、農業や食品ビジネスは関連する商業、観光、輸送等の産業とともに「基幹産業」であり、その活性化は地域の発展に直結するとの認識がある。他方で企業が参入しても、農業単体でのビジネス化は困難な実態もあって、参入企業を面的に支援する地域の枠組みがそれなりに進化しており、参入の増加と業種の広がりにつながっているといえる。

農業にさまざま担い手が参入することは地域農業の活性化の点から望ましいものの、今後は参入増とともに撤退も増えることが予想される。また、企業参入は施設園芸を中心とする分野に集中する傾向があり、土地利用型農業全体に対する構造改善効果は限定的とみられる。こうしたなか企業参入をどう地域社会全体の活性化と整合性をもって進めるかという点が今後一層重要となり、かつこの課題に対するJAへの期待が地域内からも高まってこよう。

（むろや　ありひろ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

畑作物の戸別所得補償の概要と問題点

主席研究員　藤野信之

1　はじめに

民主党農政では、2010年度に水田作について、先行して戸別所得補償モデル対策が実施され、米に対するモデル事業とともに、生産調整参加を条件としない転作奨励策として「水田利活用自給率向上事業」が行われた。

畑作物（水田転作麦、大豆、ソバ、ナタネを含む）に関しては、11年度から米を含めた「農業者戸別所得補償制度」を実施すべく準備が進んでいる。

そこで、その予算内容の概要と問題点について特に小麦、大豆に焦点をあてて検討してみたい。

2　畑作物戸別所得補償の概要と問題点

11年度から本格実施される農業者戸別所得補償制度の対象作物は、米、麦、大豆、テンサイ、澱粉原料用バレイショ、ソバ、ナタネの７品目であり、これは、①恒常的なコスト割れ、②食生活上特に重要、③他作物との組合せ生産の広範な実施、を条件として選定された。

米については10年度のモデル事業内容が踏襲され、畑作物のうち新規に加わるソバ、ナタネ以外は、07～10年度に実施された「水田・畑作経営所得安定対策」（以下「経営安定対策」）から制度変更が行われる。

制度変更の重点は、①対象者について経営規模要件がなくなり、生産数量目標に従って販売目的で生産するすべての販売農家、集落営農に広がること、②「面積払と数量払」の組合せは経営安定対策から踏襲されるが、面積払は営農を継続するための必要最低限の水準として、数量払を基本とする点である。

②について、うち面積払は、当年の作付面積に対して２万円/10aが交付単価として設定され、数量払は自己資本利子・自作地地代全額算入生産費（全算入生産費）をベースに標準的な生産費（07～09年産平均）と標準的な販売価格（05～09年産の５中３平均）とのコスト割れ差額を60kg当たりの単価で設定したうえで、その年の生産数量を乗じて交付される（最終的に数量払と面積払のいずれか高い額が支払われるが、ほとんどが数量払になる見込み）。

なお、数量払の交付単価は、経営安定対策と同様に品質に応じた傾斜単価設定が行われる。農林水産省の平均値ベースの試算では、戸別所得補償の10a当たりの交付金は、10年度までの経営安定対策と比較して、小麦で３千円（総額は４万４千円、106円/kg）、大豆で９千円（同３万８千円、189円/kg）多くなる。

10年度までの経営安定対策には、面積払・数量払のいわゆるゲタ（諸外国との生産条件不利補正対策）のほかに、豊凶変動をならすためのナラシ（収入減少影響緩和対策）が車の両輪として組み込まれていた。しかしながら、11年度からの戸別所得補償本格実施案からは、ナラシが削除された。11年度からの対象６品目のうち少なくとも小麦、大豆は毎年の豊凶変動が激しく、その現れ方に地域差が大きいこともあり、実質的に「諸外国との生産条件不利補正対策」に相当する戸別所得補償交付金のほかに、地域別の「収入減少影響緩和対策」が求められよう。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

3　これまでの生産補助金の推移

これまでの小麦、大豆にかかる生産補助金の流れの概略を整理すると次のようになる。

小麦の生産補助金は、99年度までは政府買入価格と実需者等への売渡価格差100円/kg程度であり、2000年度以降では、これが同水準の麦作経営安定資金に移行され、07年度からは経営安定対策へと若干の水準低下を伴って移行し、その一環として初めてナラシ対策が付与された。

また大豆に関しては、1961年の輸入自由化と同時に発足した「大豆交付金」という不足払い制度が生産補助金となり、再生産に必要な価格を基準価格として、その価格と「入札価格(販売価格)－流通経費」との差額を不足払いすることが行われてきた。2000年度以降は、品質向上インセンティブを高めるために基準価格が廃止されるとともに、それを補うナラシ対策として「大豆経営安定対策制度(豆経)」が導入された。不足払水準は最終99年度の実績をベースにして139円/kg程度で推移し、07年度からはほぼ同一水準で経営安定対策に移行して、豆経はそのナラシ対策に吸収された。

4　小麦・大豆の生産構造と補助対象

畑作物のうち、麦類、豆類は、主にそれらの農業所得で生計を立てている農家(主業農家)による産出額が、それぞれ78％と高く、稲作(38％)とは異なる生産構造を持っている(06年、農林水産省推計)。

規模別の作付農家数・面積を見ると、小麦では規模の大きい北海道の影響で、作付面積５ha以上の、１万戸の販売農家(全体の12％)が57％の作付面積を占める。また大豆では作付面積１ha以上の、1.9万戸の販売農家(全体の12％)が60％の作付面積を占める(05年、農林業センサス)。

このこともあって、経営安定対策への加入には規模要件があることから10年産小麦(秋まき)の加入申請経営体数は2.4万(販売農家数8.6万の28％)にとどまるが、作付予定面積は19.3万haと全作付面積20.8万haの93％に及んでいる。また、10年産大豆の加入申請経営体数は2.2万(販売農家数7.7万の29％)にとどまるが、作付予定面積は11.4万haと全作付面積13.8万haの83％を占めている。

米に対する経営安定対策は、ナラシ対策しかなかったこともあり、10年産米の加入申請経営体数は７万(09年産生産調整実施者推計118万件の４％)で、作付予定面積は49.7万ha(生産数量目標面積153.9万haの32％)と少なかった。しかし、米戸別所得補償モデル事業の当初設計である定額交付金付き不足支払は、規模要件を撤廃したこともあり、加入申請件数は117.7万件と、09年産生産調整実施者118.1万件の99.7％、加入申請面積は115.2万haと生産数量目標面積153.9万haの74.9％へと大幅に増加した(農林水産省)。

これに対して、畑作物への戸別所得補償の申請経営体数・面積を予想するのは難しいが、米で起きたような対象面積の大幅な増加は、その生産構造からしてあり得ず、申請経営体数は、規模要件の撤廃と「営農継続支払」としての「面積払２万円/10a」の効果から増加が予想される。なお、転作奨励に10年度の激変緩和措置に代わる「産地資金(481億円)」が新設され、都道府県の判断で畑地も対象にできるようになった点は、評価されよう。

(内容は、2010年12月27日現在)

(ふじの　のぶゆき)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

2011年の国内経済・金融展望

主任研究員　南　武志

1　持ち直し基調に変調

2008年秋に起きたリーマン・ショックをきっかけに発生した世界金融・経済危機によってわが国の景気は大打撃を受けたが、その後に実施された様々な対策が功を奏し、09年春には国内景気は底入れした。その後も、10年夏までは持ち直し基調を続けてきた。とはいえ、金融・経済危機が残した傷跡はまだいえておらず、民間消費や民間企業設備投資の自律的な回復が遅れている。

一方、10年度に入ると、これまでの経済政策の効果が一巡し、その反動減に対する警戒感が浮上してきたほか、欧米先進国・地域における経済・金融面での先行き不安の拡大などからくる円高進行も輸出増に依存せざるを得ない国内景気の先行き懸念材料として意識され始めた。事実、先進国・地域の景気回復は勢いに欠けているほか、わが国最大の輸出相手先となった中国においても、景気過熱によるインフレ警戒や不動産バブル発生が高まり、それに対する抑制策が断続的に打たれていることによって、中国向け輸出の鈍化が始まっている。それにより、夏場にかけてわが国経済は足踏み状態に入ったとの認識が広まっている。実際に、主要な経済指標で確認すると、鉱工業生産指数は５月を、実質輸出指数は７月を、それぞれ直近のピークに、頭打ちの状況に陥っている（第１図）。

一方、７～９月期にかけて、エコカー購入補助金の期限切れやたばこ税増税を前にした駆け込み需要が発生、折からの猛暑による季節商品の販売好調と重なる格好で、民間消費は大いに盛り上がった。しかし、10年度下期以降、それらの反動が出ることに対しては十分警戒する必要がある。

2　政府・日本銀行による政策対応

10年夏にかけて円高圧力が高まるとともに、景気鈍化懸念が強まったことを受けて、政府・日本銀行は新たな経済対策を打ち出している。このうち政府は、①10年度予算における予備費の活用、②10年度補正予算の編成、③「元気な日本復活特別枠」として約２兆円を盛り込む方針である11年度予算、といった三段構えの政策運営を行い、景気の足踏みに対して対処する方針を示した。

一方、根強い円高圧力は物価下落（デフレ状態）とも密接な関連性があるとして、日本銀行に対しては各方面から様々な緩和要請があったが、４月には成長基盤支援のための新たな

第1図　輸出・生産の動き

資料　内閣府、経済産業省、日本銀行の資料より作成
（注）　鉱工業生産の最後の2か月分は製造工業生産予測指数を適用した。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

資金供給開始を決定、８月には固定金利オペを拡充し、さらに10月には、①政策金利の誘導目標の変更、②時間軸の導入、③５兆円規模の資産買入基金の創設、の３本柱からなる「包括緩和策」の導入に踏み切った。なお、②ではかなり強力な時間軸が設定されたと考えられ、③による国債購入や、10年６月に閣議決定された「財政運営戦略」などと合わせれば、将来的な長期金利の上昇抑制につながるものと考えられる。

第1表　2010～11年度　日本経済見通し

	単位	2009年度（実績）	2010年度（予測）	2011年度（予測）
名目GDP	%	△3.6	0.2	0.2
実質GDP	%	△2.4	2.8	1.1
民間需要	%	△5.0	2.6	1.2
民間最終消費支出	%	0.0	1.4	△0.1
民間住宅	%	△18.2	△1.7	2.7
民間企業設備	%	△13.6	4.8	4.0
民間在庫品増加（寄与度）	ポイント	△1.1	0.4	0.2
公的需要	%	5.2	0.4	0.4
政府最終消費支出	%	3.4	1.8	1.2
公的固定資本形成	%	14.2	△5.9	△3.6
輸出	%	△9.6	18.0	5.8
輸入	%	△11.0	12.4	5.8
国内需要寄与度	ポイント	△2.6	2.0	0.9
民間需要寄与度	ポイント	△3.9	1.8	0.8
公的需要寄与度	ポイント	1.2	0.1	0.1
海外需要寄与度	ポイント	0.3	0.9	0.3
GDPデフレーター（前年比）	%	△1.3	△2.1	△0.9
国内企業物価　（前年比）	%	△5.2	0.3	0.4
全国消費者物価（前年比）	%	△1.6	△0.9	△0.5
完全失業率	%	5.2	5.1	5.1
鉱工業生産　　（前年比）	%	△9.2	8.1	0.6
経常収支（季節調整値）	兆円	15.8	15.7	15.5
名目GDP比率	%	3.3	3.3	3.2
為替レート	円/ドル	92.8	85.8	85.4
無担保コールレート（O/N）	%	0.10	0.09	0.09
新発10年物国債利回り	%	1.36	1.09	1.06
通関輸入原油価格	ドル/バレル	69.1	78.6	81.3

資料　実績値は内閣府「国民所得速報」など、予測値は農中総研
（注）１　全国消費者物価は生鮮食品を除く総合。断り書きのない場合、前年度比。
　　２　無担保コールレートは年度末の水準。
　　３　季節調整後の四半期統計をベースにしているため統計上の誤差が発生する場合もある。

3　2011年前半まで景気は低調

さて、2011年にかけての国内経済情勢については、これまで景気をけん引してきた輸出が一段と鈍化する可能性が高いことや上述の民間消費の反動減が出ることを踏まえれば、調整色の強い展開となることが予想される。ただし、世界経済全体が二番底入りするリスクはそれほど大きくないと想定されるほか、09年度以降の自動車販売は、リーマン・ショック以前の水準まで戻ったに過ぎず、反動減もそれほど長引かないものと予想する。国内景気の再加速のカギを握る海外経済動向は、11年半ば以降には回復力が強まってくると想定され、それを受けてわが国経済もまた再度の持ち直しを開始するだろう。

経済成長率でみれば、10年度は2.8％と、３年ぶりのプラスとなるものの、年度下期は景気停滞感が強い展開となるだろう（第１表）。これに引きずられる格好で11年度は１％前後まで減速するが、年度下期には輸出主導での回復プロセスが再び強まるものと予想する。一方、国内全体の需給バランスは依然として崩れた状態が続くものと思われる。底堅い推移を続ける新興国経済の資源需要は強く、輸入原材料やエネルギーなどの価格は強含む可能性があるが、全般的に見れば物価下落状態は残るものと予想する。政府・日本銀行が期待するような11年度内のデフレ脱却（物価上昇率のプラス転換）はかなり厳しいと予想する。

（みなみ　たけし）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

2011年の米国経済・金融展望

主事研究員　田口さつき

1　これまでの足取り

米国経済は、2009年６月に景気の谷を迎えたが、10年も非常に緩やかながら拡大を続けている。

09年下期の米国経済は、在庫調整の終了に伴う積み増しや輸出にけん引されていたが、10年に入ると個人消費の寄与が緩やかに拡大している。さらに、設備投資も増加基調となっており、民間最終需要が景気回復に貢献するようになった。

なかでも、個人消費にはそれまでの失業保険など政府からの移転所得や所得税控除という下支え要因に加えて、雇用環境の改善や株価の持ち直しが効いてきた。今春の省エネ「白物家電」購入者へのリベート制度（２～４月）、住宅減税（４月まで）による需要の先食いによる反動減も懸念されていたが、その後も増加が続いたことは、米国経済に底堅さをもたらしている。以上の結果、10年は前年比２％台後半の成長となることがほぼ確実となっている（第１図）。

2　金融政策は緩和が続く

このように民需に動きがでてきたものの、その背景にある金融政策の効果は無視できない。米連邦準備制度理事会（FRB）は、サブプライム問題が深刻化して以降、政府機関債とその発行するモーゲージ担保証券（MBS）や長期国債を購入する（いわゆる量的緩和、QE：Quantitative easing）など、金融緩和政策を行ってきた。そして、10年春には、FRBは危機的状況にメドがついたとして緊急流動性対策の大部分を終了したほか、それまで金融市場に供給してきた大量の流動性を吸収することなどを目指した出口戦略も検討し始めた。

しかし、その出口戦略が固まらないうちに、景気回復の勢いの弱さやディスインフレ傾向の強まりから、８月の米連邦公開市場委員会（FOMC）では満期を迎える政府機関債とそのモーゲージ担保証券（MBS）の元本を長期国債に再投資することを決定した。

さらに、10年11月のFOMC で、このままではデフレ入りするのではないかとの懸念を背景に、経済の回復ペースを強め、FRBに課せられた雇用の最大化と物価の安定という２つの責務を達成する状況に対応するインフレ率まで戻すため、11年の第２四半期までに中期

第１図　米国の経済成長率（前年比）の推移

資料　米国商務省“National Income and Product Accounts”より作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ゾーンを中心とした国債を6,000億ドル買い入れるという追加的金融緩和に踏み切った(量的緩和第２弾という意味でQE2と呼ばれている)。

このような量的緩和の強化により、ドル安基調、低金利は11年も継続し、設備投資と輸出を今後も下支えすると思われる。

バーナンキFRB議長は、景気回復が思わしくなく、失業率が高水準のままであれば、国債の購入規模を増額することも辞さないとの考えを示唆している。一方で、今回決定された量的緩和は、インフレリスクを高め、国内外の金融市場に歪みをもたらすという懸念も強い。そのため、今後の状況次第で、国債購入のペースや規模が見直されることもあり得ると思われる。

3　個人消費をめぐる環境

今後の米国経済を考える上で、カギを握るのはやはりGDPの約７割を占める個人消費の動向である。サブプライム問題が深刻化する以前、家計の負債は積み上がり、債務返済比率(元利返済金の可処分所得〈所得から税金などを除いたもの〉に対する比率)は、07年の７～９月期に17.56％まで上昇、一方で家計の貯蓄率は２％台で低迷した(第２図)。

第2図　米国の家計の動き

資料　連邦準備理事会“Household Debt Service and Financial Obligations Ratios”、米国商務省“National Income and Product Accounts”より作成

しかし、その後、雇用の大幅減等で家計は厳しい状態となり、過去に膨らんだ住宅ローンなどの債務の削減と消費の減少が起こった。

直近の債務返済比率からは、家計の負債の整理が進展していることが読み取れる。その一方、貯蓄率は09年の５％台後半近くで推移していることから家計の消費への慎重姿勢が継続していると見られる。

なお、09年末以降、労働時間や雇用者数の増加により、雇用者所得は非常に緩やかではあるが増加傾向にある。その結果、雇用者所得は10年の４～６月期に前年同期比プラスに転じた。消費者の慎重な態度や雇用環境などを考慮すると、11年下期までは抑えられた成長となると思われる。しかし、前述のような負債の整理の進展とともに、雇用者所得の改善が加わり、12年に向けては個人消費に力強さが戻ってくると期待される。

ただし、米国の場合、個人消費や設備投資の増加は輸入増につながりやすく、10年１～９月期は外需(輸出－輸入)がマイナスだったことを踏まえると、11年も輸入増が成長率を抑えることが予想される。

以上、現状の米国経済の足取りと10年11月の追加金融緩和を踏まえ、11年は前年比2.0％と予想する。

(たぐち　さつき)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

住宅ローンをめぐる競合状況

理事研究員　渡部喜智

1　住宅着工にようやく上向きの兆し

2010年度に入っても住宅着工の回復の足取りは鈍かったが、上向きの兆しも出てきた。自己居住用住宅で個人住宅ローンの取組対象となる「持家」と「分譲住宅」の着工合計は、10年７～９月期に年率換算ベースで52.4万戸と、７四半期ぶりに50万戸台を回復（第１図）。10月も54.9万戸だった。地域差はあるが、持ち直しが期待されるところだ。

とはいえ、リーマン・ショック前の着工水準には至っておらず、新設住宅ローン需要は回復しきっていない。このような状況において、どのような競合状況にあるかを見たい。

2　金利競争にもう一つの圧力

住宅金融支援機構の提供する「フラット35」の申請件数が急増している（第２図）。これは、政府の景気対策（住宅金融円滑化緊急対策）に伴い、住宅金融支援機構の提供する優良住宅支援制度（フラット35S、以下「Ｓタイプ」）の金利引下げ幅が10年２月15日以降の実行分から拡大されたことが主因である。10年１～９月のフラット35の申請件数は前年同期比1.5倍となっているが、８割はＳタイプである。10年２月以降、９月までのＳタイプの申請額は2.28兆円超となっている。

Ｓタイプは金融機関の基準金利から当初10年間は１％、11～20年目も0.3％の引下げを受けられる。優良住宅の認定（要手数料）は必要なものの、長期固定金利の低さは強力だ。10年12月の基準金利は前月に比べ上がったが、最低は2.40％であるので、実際は1.4％という低金利になる。これにより、金利競争圧力が強まることとなったことは間違いないだろう。

現行Ｓタイプの申請期間は11年12月まで延長された。10年９月末現在、予算措置済みの募集金額残枠は2.40兆円以上を残す。単純計算はできにくいが、11年にかけてさらに10万戸程度が利用可能とみられる。良質な住宅ローンが長期固定金利のＳタイプに流れやすい状況が続くと思われる。

3　地域差拡がる地銀の住宅ローン

次に、地方銀行（以下「地銀」）の10年度上半期（中間期）の住宅ローン貸出を見ると、全体の残高は前年比３％台半ばの増加を維持した（決算書類ベース）。

ただし、全体の４分の１（データ集計98行の

第1図　個人住宅ローン需要のもとになる持家＋分譲の着工動向（年率換算ベース）

資料　国交省「住宅着工統計」より作成

第2図　「フラット35」買取申請戸数の急増

資料　住宅金融支援機構HPより作成

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

なかで24行）の地銀で残高が前年同期比マイナスとなった。残高減少の地銀は東北、甲信越、中・四国などを中心に増えた。最近の新規ローン実行額の大幅減少により、約定弁済（７％前後が一般的）を埋めきれなかったという状況が現れている（第３図）。

新設住宅向けローンの減少を補うため、地銀は借換え営業の強化に取り組んでいる。新規実行に占める借換えの比率は２～３割だったのが、３～４割に上昇しているようだ。

前述の住宅金融支援機構のＳタイプへの対応だけではないが、当面の返済負担を軽くしたいという借入者のニーズもあり、地銀の住宅ローン新規実行で変動金利型の割合が増えている。また、フラット35と変動金利型の併用で金利リスクを軽減しつつ、金融緩和に伴う変動金利低下のメリットを取るという提案も受け入れられている。

なお、広がりを持っているわけではないが、「預金連動型住宅ローン」――借入人等が普通預金をすると、その預金残高分（上限金額を設けている場合もある）がローン残高から引かれて借入利子が計算される――の人気も強い。たとえば、東京スター銀行の住宅ローン残高は10年９月末も前年同期比２割近い伸びと突出している。金利競争の回避手段として同種ローン導入も増えている。

地銀のなかで残高伸長を左右している一つの要因は、主力営業地盤に近い大都市圏等の他県戦略の注力度合いだ。その典型が、愛知や宮城などで見られる他県地銀のローンセンターの出店強化である。地元での伸び悩みを、マーケットの大きい大都市圏でカバーする動きは一段と強まる傾向にある。

第3図　地方銀行の住宅ローンの伸び（06～07年度）

資料　日経Needs FQ（決算）データより作成

4　ゆうちょ銀行のローン業務動向

ゆうちょ銀行の行っているスルガ銀行のローン代理店（ローン希望をスルガ銀行に取り次ぎ、同行が審査判断し同行勘定で実行）業務も08年５月の認可・開始以来、２年半を経過した。取扱住宅ローン商品は、基本プランのほか、個人事業主、働く女性、アクティブシニア、中小企業オーナー、派遣・契約社員などをターゲットにした全部で16商品を取り扱っている。

実績は当初見通しを大きく下回っているものの、実行額は08年度の562億円（１店舗当たり11.2億円）から09年度は740億円（同14.8億円）へ伸びた。10年度は上半期（４～９月）に295億円にとどまったが、10年５月に従来の三大都市圏の50店舗から、地方中核都市の店舗32店を加え、合わせて82店舗となった。

住宅ローンの代理店業務は上述のとおりだが、郵政見直し法案の国会審議の動向と合わせ、自己勘定での住宅ローン取扱いの前段階と位置付けられる代理店業務の展開には引き続き注意を要するだろう。

この２年程の住宅着工の落ち込みは景気悪化に伴う雇用環境等の悪化が響いた。中期的に持ち直しが期待されるが、主要な住宅取得層の人口減少、住宅ストックの充足状況など長期的に見て新規の住宅需要にとっては逆風となるものが多い。一方、残高不調の地銀において、テコ入れを模索する動きもある。

中古住宅や大型リフォームへの対応強化と、顧客や建築業者との一層のリレーションシップ・マーケティングが重要となっている。

（わたなべ　のぶとも）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

寄　稿

日本農業の視点から「TPP」はどう捉えられるのか

明治大学農学部食料環境政策学科 教授　加瀬良明

1　“突然”の所信表明演説と「TPP」

上記の「TPP」とは、いうまでもなく“環太平洋パートナーシップ”協定(Trans-Pacific Partnership Agreement)のことである。菅首相は、先の臨時国会の所信表明演説(昨年10月1日)において、この「TPP交渉への参加を検討しアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を目指す」とし、そのための“平成の開国”(第三の開国)を他方での“農業再生”を図りつつ進めるとの意向を明らかにした。そしてその直後、それに連動するように、かくあらねば「日本は世界の孤児になる」(財界首脳)とか、「GDP1.5%の産業を守るために他の98.5%のかなりが犠牲になっている」旨の発言(現外相)等が相次いだのはとても印象的であった。

この首相の“突然”の意向表明に対しては政権内部での“批判”もあったことから、その後の閣議決定(11月9日)では、「関係国との協議を開始する」との抑制された表現に引き戻されたが、そこでは合わせて“農業構造改善推進本部(仮称)”を設置し、このTPPという、ほぼ“完全自由化”といえる環境設定にも耐えうるような国内農業の“再建策”を本年6月までに検討するとの基本方針が決定されたところである。

現在は各紙社説を含めてマスコミ報道を媒介に、広く国論を二分するかたちで熱い議論が進行中であるが、ここでは、こうした「平成の開国」たる「TPP」と「農業再生」との「関係」をどのように捉えたらよいのかを重要と思われる若干の論点に即してザックリと考えてみたい。

2　“FTAAP”を目指し、“P4協定”から“新TPP協定”へ

まず、今回の「TPP」交渉そのものの全体の流れ＝構図の中での位置について簡単にみておこう。

第一に、「米国」を含む9か国による新たな協定作りの“交渉”が昨年(2010年3月)から実施されているところであるが、その大本＝土台になっているのは、2006年5月に発効したニュージーランド、シンガポール、チリ、ブルネイの4か国によるTPP(P4)協定(環太平洋戦略的経済連携協定, Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement)である。“農業国”のニュージーランドと“農業のない”通商国家のシンガポールはともに500万人に満たない小規模な人口の国であり、ブルネイにいたっては主に石油と天然ガスの輸出に依存する人口50万人の小都市国家である。このP4協定の著しい特徴は、原則として“除外品”(重要品目)を設けずに「食料農産物」を含むすべての品目を対象とするごく短期間(即時あるいは10年以内)での“関税撤廃”にあるが、そうした点もこのようなメンバー国の特質＝性格に強く規定されてのことといってよいであろう。

第二に、P4協定が、“strategic”というその名のとおり、もともと大きな“戦略”的意図を内蔵しており、APEC諸国(米国を含む)を対象とした広域的な“自由貿易圏”である「FTAAP」の構築を最終的な実現目標に据えている点で

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

ある。上記のP4諸国に新しく「米国」等を加えた９か国が推し進めている、新TPP(前記の“環太平洋パートナーシップ”)協定をめぐる“交渉”は、こうした特質のＰ４協定の“拡大版”というべき性格のものであり、ゆくゆくはAPECの自由貿易協定たる「FTAAP」をもそうしたものとして実現を図る、経過的ではあるが重大なワンステップにほかならないのである。

3　「平成の開国」と「農業再生」

菅政権は、前述のとおり、以上のようなP4協定をベースにして“新TPP”、さらには“FTAAP”へと進展する大きな“流れ”に「米国」とともに参加することで、「平成大不況」のもとで苦しむわが国経済の“復活”を図ろうとする“成長戦略”を打ち出した。そして、同時に、「わが国農業の潜在力を引き出す大胆な政策対応」を先行的に推進するならば、「食料自給率の向上や国内農業・農村の振興」を支える「強い農業」の実現(農業再生)も、こうした「平成の開国」たるTPP(FTAAP)への参加と「両立」が「可能」であると強調したのであった。しかし、それは結論的には多くの人が直感的に思う通り、神ならぬ人間業では到底なしえない「偉業」の域に属するといわざるを得ないだろう。

こうした評価をする第一の理由は、その文脈には、“ミクロ”的な個別経営の次元とは異なる「部門」論としての農業全体次元での独自のメカニズムに対する考察と配慮が全く欠落していることにある。たとえ構造改善が進んで少数の先進的な大経営によって農業生産の大宗が担われるようになったとしても、それが直ちに国内農業の“国際競争力”を強化せしめるわけではない。ここでの要点は、一国内における“部門”としての農工間の不均等発展とそのことが経済に影響するメカニズムへの正確な理解であり、農工間の発展の不均等度が強いほど国内農業の“国際競争力”は弱体化せざるを得ないのが“経済学”の教えるところである。本当のところ、わが国の「農業」は同じ国内の「工業」と成長性をめぐって“競争”しているのであって、「外国農業」とではない。同じ国内における成長性を基軸とした農工間の“バランス”が問われるべきなのである。

第二の理由はわが国経済の“浮揚”を図る推進力として位置づけられた新興国市場等の“成長性”に対して、菅政権が、真の実態に迫る何の分析もなく単に無批判的にそれを前提にしているだけであり、さらにはそうした新興国経済の“浮沈”を左右する「グローバル資本主義」自体の進行メカニズムや実態の著しい“不安定性”に対する洞察をも全く欠いていることである。すでに紙幅も尽きたので詳しくは別の機会に譲らなければならないが、現下の「グローバル資本主義」は、特異に肥大化した金融経済がその全体を主導する関係にあるのであり、近いところでは２年余前の“リーマン・ショック”にみられるとおり繰り返される「バブル」の形成と崩壊による“極度の”不安定性がその体質的な特徴である。「平成の開国」は前掲のP4諸国とは異なり人口大国であるわが国の“食料確保”をこうした「グローバル資本主義」の“激流”のなかに投げ出そうとするに等しいのであり、菅政権の“戦略”は全く逆立ちしているといわざるを得ないのである。

（かせ　よしあき）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

黒大豆「作州黒」の産地化と担い手支援
―岡山県JA勝英の取組み―

主事研究員　尾高恵美

1　はじめに

お正月のおせち料理の主役といえば、黒豆があげられる。材料の黒大豆のうち、丹波種黒大豆の作付面積（2006年）は、岡山県が1,660haで、兵庫県の1,250haをしのいで国内第１位（JA勝英（しょうえい）資料）となっている。今回は、岡山県の作付面積の約３割を占める勝英地域のJA勝英における黒大豆の産地化と担い手支援を取り上げる。

2　地域の特徴

JA勝英は、岡山県北部の美作市、津山市勝北地域、勝田郡勝央町、奈義町、英田郡西粟倉村の２市２町１村を管内とする。東部は兵庫県、北部は鳥取県と接する。農業は、稲作と畜産が中心である。

管内の農家数は4,682戸であり、複数の工業団地があり兼業機会に恵まれていることから、第２種兼業農家が69.2%を占めている。また、基幹的農業従事者数のうち65歳以上の割合は78.1%と、全国平均の60.4%を大きく上回り高齢化が進んだ地域である。

作州黒の圃場（JA勝英提供）

3　黒大豆の産地形成

当地域で黒大豆の生産が本格的に始まったのは1970年ごろである。黒大豆生産は、当地の気候に適し、労働面で稲作と競合せず、新規設備投資は不要で収益性が高いため、転作面積の拡大を背景に普及してきた。その過程で、農業普及機関とJAが栽培指導を強化したこと、およびJAが施設を取得し、収穫、乾燥、調製、出荷といった一連の工程を請け負い、生産者の作業を省力化したことも、生産拡大に寄与した。

一方で、大産地であるものの、「丹波黒」という品種に比べて地域ブランドとしての浸透は遅れていたため、勝英地域産の丹波黒を「作州黒（さくしゅうぐろ）」と名付けて、普及に努めてきた。

作付面積は拡大してきたが、生産者の高齢化により、98年の760haをピークに徐々に減少している。

4　作州黒枝豆の取組み

従来、作州黒は、主に煮豆等の材料となる生豆の状態で雑穀商に販売していたが、07年度から、より高い収益性が望める枝豆として、東京市場を中心に出荷を始めた。食味がよく枝豆の出回りが少ない10月に出荷するため収益性は高いものの、生豆出荷に比べて収穫や選別作業に手間がかかるため、規模の拡大には限界がある。また、出荷に際しては、残留農薬対策と異物混入の防止など安全面での管

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

作州黒の枝豆（JA勝英提供）

理に注意が必要である。そこで当JAでは肥料、農薬、洗浄、選別、保管に関する18の管理点からなる独自のGAP規範（適正農業規範）を設け、出荷前に栽培管理日誌とともにGAPのチェックシートの提出を義務づけている。さらに、営農指導員が各農家を巡回して選別作業工程における異物混入防止を指導し、出荷前には金属探知機を使用して確認を行うなど、新たな産地化を目指して取組みを強化している。

5　担い手支援
――担い手部会の設置――

次に、担い手支援の活動について紹介する。近年の作州黒の作付面積の減少に表れているように、生産者の高齢化の進行に伴い、耕作放棄地が目立つようになり、農地の保全が難しい状況が生じてきた。そこでJAは、07年12月に担い手部会を立ち上げた。ねらいは、営農関連事業だけでなく、信用、共済事業も含めて総合的に担い手を支援することによって、耕作放棄地を解消し、担い手との緊密な関係を築くことである。JAが部会事務局を務め、視察等の活動のために助成金を支出している。担い手部会の特徴は、作目にかかわらず、当JA独自の基準に該当する担い手を対象としていることである。

担い手の基準は、中山間地に該当する地域があることを加味して経営耕地面積（個人）2.6ha、露地野菜面積25a、施設栽培面積10a、販売高500万円以上、等のうち１つ以上に該当することである。生産者からの申請を受け、JAの各部署による認定会で加入審査を行っている。07年度の設立時の部会員数は100名だったが、09年度は185名、10年には200名へと増加した。

担い手支援のため、JAでは部会員に次のような各種優遇措置を設けている。資材価格の値引、資材代金の決済サイトの延長や農業融資の金利低減に加えて、土壌診断、先進地の視察、確定申告の講習会や戸別所得補償制度の研修会等を行っている。なかでも資材代金の決済サイトの延長は、資金繰り緩和に有効とのことである。また、担い手からJAへの要望を吸収する場としても位置付けられている。

担い手部会の活動を契機に、部会員同士による農地の利用調整に結びついた例もある。担い手部会の特徴が生かされた成果といえよう。

6　おわりに

当JAでは、収益性の高い作州黒の産地化に加え、生産者の高齢化に対応して担い手専門の部会を立ち上げ、生産活動を総合的に支援することにより、地域農業振興を図ってきた。作目横断の担い手の組織化により、JAの事業や担い手同士の連携が今後どのように展開するか注目していきたい。

＜参考資料＞

・松岡潤（2001）「勝英地方における黒大豆生産」『全国黒大豆フォーラム資料』

（おだか　めぐみ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

現地に見る米輸出の動向

主席研究員　藤野信之

1　はじめに

民主党政権は、昨秋から唐突にTPP(環太平洋経済連携協定)への参加を持ち出し、情報収集しながら国内の環境整備を早急に進めるとして、６月をめどに農業競争力強化の基本方針を定め、10月をめどに行動計画を策定するとしている。

これらを定めた2010年10月の「包括的経済連携に関する基本方針」では、農業に関して輸出を含めた潜在力引き出しが不可欠であるとしている。

日本は世界に冠たる農産物純輸入国だが、一方で、その技術力を生かした高品質な農産物輸出にも取り組んでいる。しかしそれは、アジアを中心とした富裕層に対する極めて限定的なものにとどまっている。

こうしたなかで、筆者は10年10月に、輸出米を「新規需要米」として取り組む米卸のS社と５農協の事例をヒアリングしたので、その概要を報告したい。

2　新規需要米としての輸出米

輸出米が新規需要用と正式に位置づけられたのは、水田フル活用政策が提唱された08年産米からだが、生産調整の取組対象作物となったのは正式には生産調整がポジ化された04年産米からとなる。

当然のことながら、新規需要米として位置付けられれば、輸出米を生産調整取組作物としてカウントできることとなる。

こうしたなかで、米卸のS社は、08年産米から秋田県A農協等とタイアップして、高品質銘柄米の輸出に取り組み始めた。

3　秋田県Ａ農協の事例

もともとA農協では、米の独自販売力の強化に取り組んでおり、農協直販比率は57％と高く、将来的な米価の低下を見込んで当初は「パック米」の輸出を模索していた。

ちょうど07年冬に、S社が丸紅と共同で無菌包装米飯(パックご飯)工場を設立するころにパック米での輸出を打診し、国際価格が上昇していた時期でもあり精米輸出を行うこととなった。

A農協では、約１万２千トンの加工用米の取扱いがあり、このなかから輸出用米への生産振替を行うものとして08年産米では８経営体で7.5haの作付けが行われ、43トン(＝単収573kg/10a)がS社経由で香港等へ輸出された。

価格は、加工用米と同水準にしようとの発想から加工用米と同等とし、転作助成後の加工用米水準が志向された。これは、一つには取組主体の確保のためであり、二つには万一輸出用米数量に変動があってもそれを吸収できるようにするためである。

A農協が転作作物として加工用米を推奨し、そのなかから輸出用米への生産振替を始めた米へのこだわりは、大豆等の米以外の転作作物の新規生産時に必要となる機械投資や集団化組成、作業委託料が不要になることである。それを可能としたのが、転作カウントできるという制度上の特典と、転作助成後の加工用

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

米水準確保という経済上の下支えである。

A農協に販売委託しているa営農集団(任意団体)では、16戸で30haを耕作しており、ほとんどすべてが稲作で、10年産米では21haを従来からの種子用米とし、９haで農協から提案を受けた輸出用米を生産した。作目転換を決断させたのは、手持ちの自分の農機で耕作できることと、一般米と同じ管理で済むことである。08年までの転作作物はハトムギだったが、単収が上がらず収益性が低かったことと、加工にまで取り組まないとメリットが薄いことから断念した。

こうしてA農協における米輸出は軌道に乗り、09年産では34経営体で53.5ha、300トン、10年産では84経営体で133.6ha、773トンがS社経由で輸出される。

S社による輸出は、全体では09年産で２農協330トン、10年産で５農協1,200トンであり、これまでの最大の輸出先は香港となっており、現地の高級スーパー１社の20店舗中の11店舗の日本食品売場で販売されている。09年産あきたこまちの現地小売価格は、109HK＄/２kg(567円/kg)となっている。

なお、10年産の内訳は、A農協800トン、富山県B農協180トン、新潟県C～E農協各100、100、20トンであり、12年産では３千トンとする計画を持っている。荷姿は精米がほとんどで、無菌包装米飯は３トン(09年産)にとどまる。

4　富山県Ｂ農協の事例

B農協では、09年産では１～２戸の１ha未満での試験的輸出を行い、10年産で初めて20戸で32ha、180トン(＝単収563kg)の取扱い(全農経由)となった。

B農協管内では、10年度からの水田利活用自給率向上事業において、転作助成額の高い米粉用米の作付け希望が多かった。そのため、B農協では加工用米、輸出用米への振替えを提案し、最終的に米粉用米47ha、加工用米９ha、輸出用米32haとし、３作目間で収益を等しくするべく共同計算することとした。

農林水産省が例示した米粉用米、加工用米の販売収入、転作助成、所得等を用いて試算すると、３作目の加重平均値は、10a当たりで転作助成4.5万円、販売収入4.4万円、所得2.6万円となる。平均すれば加工用米程度の転作助成後所得に着地するということだが、B農協では今後も同水準の高い転作助成が続くかどうか様子を見たいとしている。

なお、新潟県C、D農協では、①実需との結びつきが求められて作付けに限度のある米粉・加工用米の代替として、②米粉用米の販売価格の低さ(農家手取り価格700～800円/60kg)を回避するために輸出米が選択された。

5　米輸出の展望と「攻めの農業」への示唆

「主食用米」扱いで米を輸出する試みは、農家手取り価格が本稿事例より高く、輸出入費用等で現地小売価格は１～1.2千円/kgと限られた富裕層向けとなって、日本全体で１千トンにとどまる(09年)。本例は「新規需要米」扱いでの米輸出で注目されるが、それでも現地価格は中国産日本品種価格の３倍程度と高く、限定的輸出が本流化する道は見えにくい。「攻めの農業」提唱者は、商業ベースでの米輸出の難しさを十分に認識する必要があろう。

(ふじの　のぶゆき)

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

最近の調査研究から

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー

農林金融2010年12月号

欧米と対比した戸別所得補償の特徴と課題

（平澤明彦）

米国、EUの直接支払いは、輸出競争力を高める支持価格引下げの補てんとして導入された。日本の米政策は、支持価格を廃止し、傾向的な値下がりを補てんしなかった。戸別所得補償も値下がりが続いた場合の補てんを保証せず、財源の不安もある。

日本の米は競争力を欠くため、輸出・飼料・バイオ燃料向けの需要拡大とそれによる価格の下支えが期待し難い。戸別所得補償の導入が値下がりを促進する可能性もある。輸入関税引下げを補償する直接支払いの効果も限られている。総じて土地資源の乏しい日本とそれの豊富な米国・EUとでは直接支払いの働き方が異なる。

残された需給の調節手段として生産調整の役割は大きい。その集団的取組みと、個々の経営を対象とする戸別所得補償との調整が必要である。

TPPと戦略的経済連携

（石田信隆）

アジアでは従来からASEANを中心に連携構想が進んでおり、TPPはそれらと整合しない。

TPPへの参加は、食料自給率の大幅低下、関連産業・地域経済の破壊、農業の多面的機能の喪失、世界の食料需給への影響などから、不可能である。「国を開く」とする論拠は誤りであり、TPPの影響を農業構造改革で乗り越えられるというのも根拠のない無責任な議論である。直接支払いで農業への影響を防げるというのも安易な議論である。

わが国は、「遅れをとるな」などという場当たりの対応ではなく、アジアに軸足を置いた戦略的な連携を進めるべきである。農業を、生態系、自然資源、環境との関連でとらえ、その持続可能性を基本に置いて、貿易政策や農業政策を体系的に構築するべきである。

農林金融2011年１月号

2011年の内外経済金融の展望

（南武志、山口勝義、田口さつき、王雷軒）

2009年半ばまでに、世界金融・経済危機による景気悪化は食い止められ、その後は新興国主導で持ち直し基調が続いてきた。しかし、10年に入り、全体的に景気回復ペースの鈍化が目立ち始めた。

内外経済の先行きを展望すると、11年前半まで景気回復力は鈍いまま推移するだろう。特に、国内では、耐久財消費刺激策の反動やこれまで進行した円高による悪影響によって景気停滞色が強まるものと思われる。一方、年度下期には海外経済の再持ち直しに伴う輸出増勢の強まりから、再び成長率を高めていくと予測する。

なお、政府・日本銀行とも、11年度内には消費者物価の前年比上昇率がプラスに転換すると予想しているが、状況は厳しくなっており、一段の金融緩和措置が求められる場面も想定される。

農林水産業の現状と見通し

（清水徹朗・鴻巣正・秋山孝臣）

農林水産業は国民生活に不可欠な食料や住宅資材等を供給し地域経済を支えている非常に重要な産業であるが、貿易自由化や円高の進行によって農林水産物の輸入が増大し国内生産が縮小している。農林水産業の経営は厳しい状況が続いており、農林水産業従事者の高齢化が進行している。

2009年9月に民主党政権が成立し、その後、戸別所得補償を導入するなど新しい政策を実施してきているが、その一方で、TPPへの参加を巡って大きな国内論議を引き起こすに至っている。こうしたなかで政府は「食と農林漁業の再生推進本部」で今後の方針を示す予定である。

本稿は、こうした大きな転機を迎えている農林水産業について、その現状を分析するとともに，当面する政策課題に関して整理したものである。

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

最近の調査研究から

当社の定期刊行物に掲載された論文を紹介するコーナー

米輸出の動向と展望

（藤野信之）

日本は高品質な農産物の輸出にも取り組んでおり、輸出先国・地域別分布額はアジアが７割で、東アジアとその内の中華圏が大宗を占めている。

日本米の需要要因としては、①アジアの経済成長と高所得層拡大、②日本米への高評価といった点が挙げられる。

最大市場である中国の輸入はほとんどがタイからで、日本産米の小売価格は現地産日本品種の約10倍と高価である。これは、高品質銘柄米が輸出されているのと、小売価格が輸出入費用や卸・小売マージンで日本発価格の２倍となることによる。

アジア富裕層は今後も増加し、ジャポニカ米需要も増加するが、日本産米価格の比較劣位は、稲作の再生産性を保障した上での生産調整廃止が万一実現したとしても変わらないだろう。

農協信用事業の回顧と展望

（小野澤康晴、小田志保、若林剛志）

農協貯金（公金・金融機関貯金を除く）の増加率は家計預貯金全体の増加率を下回り、国内銀行、信用金庫の個人預貯金増加率に及ばないが、地域によって様相が異なる。三大都市圏においては増加率が高まり、既に国内銀行の個人貯預金増加率を上回っているが、三大都市圏以外では増加率の低迷が続いている。また三大都市圏以外の県域の間でも、准組合員増加率といった、地域での信用事業利用者基盤拡大の差が、貯金増加率の差と関連する度合いが高まっている。

農協貸出金では、住宅ローンは住宅着工の回復ペースが緩慢であることに加え、住宅金融支援機構のフラット35Sの急増の影響も受けて増加率鈍化が続いている。地公体貸付には増加の余地があるが、貸出全体としては当面厳しい状況が続くとみられる。

金融市場

2010年12月号

情勢判断

1　年度下期はマイナス成長に陥る可能性も
2　米FRB、大幅緩和策導入

今月の焦点

1　成長戦略の模索が続く大手金融グループの経営

分析レポート

1　地域活性化へ積極的な取組み進める八幡信用金庫
2　地域銀行におけるクレジットカードビジネスの変遷
3　若年層との金融取引
4　外部からはうかがい難いユーロ通貨圏の強みとは?

連載

1　中国農業発展銀行の貸出金動向
2　景気の先行指標④
　中小企業売上げ見通しD.I.

2011年１月号

情勢判断

1　景気足踏みで厳しくなる2011年度内のデフレ脱却
2　2010～12年度改訂経済見通し
3　2011年の米国の金融政策と物価関連指標
4　2011年の中国経済・金融をみるポイント

今月の焦点

1　米国のクリスマス商戦

分析レポート

1　国際商品市況の反転・上昇と今後の影響
2　地域銀行がクレジットカード本体発行をする要因について
3　環境格付けに関する一考察
4　ユーロ通貨圏のジレンマと問題解決のための選択肢

連載

景気の先行指標⑤新規求人数

2010年の主な出来事

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

環境型産業としての農業の役割

八ヶ岳中央農業実践大学校就農準備校 講師　小平雅彦

長野県農政部を退職後、故郷の原村で営農の組織化、地域全体の水稲、蕎麦、野菜の認証を取得し、安全な農産物の生産、諏訪湖浄化等環境に優しい農業、夕日に輝く八ヶ岳を背景に古代ハスの花が咲き「鴨」が遊ぶビオトープや黄金波打つ稲田に並ぶ案山子のコンテスト、田園への数十体の鯉のぼりの飾りつけ等、地域の景観をみんなで守り楽しめ活力溢れるむらづくりに取り組んでいる。

同時に八ヶ岳中央実践大学校就農準備校で全国各地からの研修生の就農支援をしている。研修生には、早朝から東に富士山、八ヶ岳、南に甲斐駒ヶ岳、西に北アルプスを仰ぎ、澄んだ空気、豊かな緑、小鳥のさえずりの中で大自然と一体となった実習で農業のすばらしさを感じて頂いている。修了生からの就農相談、情報交換等実践大学校をコアとした交流が広がり、私の集落営農推進や農業委員、議会議員等、地域活動を推進する上で欠かすことの出来ないものとなっている。

昨年は豪壮さから「天下に並ぶ祭なし」として知られる諏訪大社御柱祭が諏訪地域で行われた。実践大学校は 御柱の出発地で多くの観光客が訪れる。御柱は直径1.5m、長さ17m、重さ15トンにもなる巨木を八ヶ岳山麓の深山より千人を超える氏子衆で曳き出し、諏訪大社の神殿の四隅に建立する祭りで、豊作、世相の安定を祈願する神事でもある。

各地に伝わる神事や祭りは食の原点である豊作や災害のない平和な生活を祈ることが原点になっていることを忘れてはならない。

長野県は長寿県で65歳以上の高齢者が元気に活躍している。「高齢者就業率」は全国１位で更に原村は県内でトップである。要因はセルリー等高原野菜を基幹とした農業の村で高齢者も元気に働けることに加え、豊かな自然環境が健康な生活と暮らしを支えているからといわれている。また、元気な生活は医療費負担も少なく健康な村としても知られている。

日頃の活動の中で農業は環境保全型産業と考えている。農業者も農業を進める上で安全で信頼性の高い生産は当然のことであるが河川、湖沼等、自然環境へ負荷の少ない生産活動、ひいては農地、森林、河川、農道等の保全活動を通じて自然環境、農村景観国土保全を積極的に進めて行かなければならない。しかし個々の農業者の取り組みには限界がある。地域、集落をあげて取り組んで行かなければならない課題である。

自給率の向上、規模の拡大、農業生産の効率化重視だけでなく、農村・農地・森林の維持保全のために農業の果たす役割を国民的課題、政策として位置付けて真剣に取り組んでいかなければならないものと考える。

（こだいら　まさひこ）

ここに掲載されているあらゆる内容の無断転載・複製を禁じます。

農中総研 調査と情報 | 2011年1月号（第22号）

編集・発行　**農林中金総合研究所**
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-1-12
Tel.03-3233-7775　Fax.03-3233-7795
URL：http://www.nochuri.co.jp
E-mail：suzukiemiko@nochuri.co.jp